

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の申請取次ぎ事務等に関する保健情報システムの目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：福祉部障害者福祉課相談係）

事業の概要

事業名	<p>1 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）に係る申請取次ぎ事務</p> <p>2 心身に重度の障害のある者への福祉手当の支給事務</p> <p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及び障害者地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る支給決定及び支払事務</p>				
担当課	障害者福祉課				
目的	上記事業名に掲げる事務を迅速かつ適正に行うため、新「保健情報システム」（平成 24 年度第 5 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会諮問・承認事項）における「医療費公費負担サブシステム」の「精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）」、「特殊疾病」、「小児慢性」に係る受給情報を障害者福祉課において活用することとする。				
対象者	区内在住の障害者				
事業内容	<p>1 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）に係る申請取次ぎ事務</p> <p>障害者福祉課では、平成 21 年 4 月より、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の申請取次ぎ事務（新規、更新、変更等）を行っている。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の情報、自立支援医療（精神通院）の受給情報については、現在、本人が持参した精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）に係る受給者証により内容を確認しているが、必要に応じて、本人同意に基づき、区内各保健センターへ受給状況の確認も行っている。このため、事務処理に時間がかかり、当該受給に係る申請者に待ち時間が生じることがある。よって、事務処理の迅速化を図る必要がある。</p> <p>（実績件数）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成 23 年度受付件数</td> <td style="text-align: right;">451 件</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度（上半期分）受付件数</td> <td style="text-align: right;">289 件</td> </tr> </table> <p>2 心身に重度の障害のある者への福祉手当の支給事務</p> <p>心身に重度の障害のある者への福祉手当については、身体障害者手帳、愛の手帳の各所持者のほか、区指定の難病者も対象となる。</p> <p>当該手当の申請者のうち、当該難病者については、東京都難病医療費等助成制度の受給者（全身性エリテマトーデス、悪性関節リウマチ、潰瘍性大腸炎等（81 疾病）の罹患者）としている（生活保護受給者は、別途、診断書による。）。この制度は、区内各保健センターが更新等の申請を受け付け、東京都が認定している。このため、現在は、当該申請事務を取りまとめている健康部保健予防課より、毎週、送付される「決定者リスト」により当該受給者に係る受給状況を確認しており、事務の煩雑化を生じている。よって、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。</p> <p>なお、本件については、「心身障害者福祉手当事業の受給資格判定のための難病医療費等助成事業情報の目的外利用について」として、平成 21 年第 4 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会で諮問・承認されているが、平成 25 年 4 月以降、障害者福祉課でも活用することとなる上記新「保健情報システム」における「医療費公費負担サブシステム」での記録項目に増減があるため、改めて本審議会に諮問することとする。</p> <p>（実績件数）</p> <p>手当受給者 特殊疾病 805 件、小児慢性 12 件（平成 24 年 11 月現在）</p> <p>3 障害福祉サービス等に係る支給決定及び支払事務</p> <p>障害福祉サービス等については、現在、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児が対象者であるが、平成 25 年 4 月の障害者自立支援法の改正により、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの）の者が、対象者に加わる。対象となる難病の範囲は、現在、国において検討されており、同月当初では、現行の区事業である「難病患者等居宅生活支援事業」（130 疾患と関節リウマチを対象にした国の一部費用補助事業）【健康部保健予防課所管】と同じ範囲となる。</p> <p>このため、当該障害者自立支援法の改正を受け、「難病患者等居宅生活支援事業」のホームヘルプ、日常生活用具の支給は、平成 25 年 3 月末をもって廃止される予定である。</p> <p>（実績件数）</p> <p>難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ）受給者 3 件（平成 24 年 12 月現在）</p> <p>※ 上記のいずれの事業においても、本人同意に基づき目的外利用を行うことが原則であるが、障害者福祉業務においては、家族等本人以外の者が、相談及び申請を行う場合が多い実態がある。よって、当該事業に係る手続きを迅速に進めるため、本人同意以外の事由により目的外利用を行い、本人の状況等を確認する必要がある。</p>	平成 23 年度受付件数	451 件	平成 24 年度（上半期分）受付件数	289 件
平成 23 年度受付件数	451 件				
平成 24 年度（上半期分）受付件数	289 件				

件名 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の申請取次ぎ事務等に関する保健情報システムの目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	保健予防課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	保健情報システム	登録業務の名称	1 精神障害者保健福祉手帳等申請取次ぎ事務 2 心身障害者福祉手当 3 障害福祉サービス等
登録業務の目的	保健衛生業務に関する情報の管理	登録業務の目的	1 精神障害に係る申請取次ぎ事務 2 心身障害者福祉手当の支給 3 障害福祉サービス等の支給
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体
目的外利用を行う理由	1 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)に係る申請取次ぎ事務処理の迅速化を図る。 2 心身に重度の障害のある者への福祉手当の支給事務に係る「東京都難病医療費助成受給者の受給状況」の確認作業の迅速化・効率化を図る。 3 障害福祉サービス等に係る事務処理の適正化を図る。		
目的外利用を行う情報項目	<p>【精神保健福祉手帳の所持者に係る情報項目】(事業1及び3) 住民番号、氏名(カナ、漢字、通称名)、生年月日、年齢、性別、住所、住民区分、管轄センター、履歴情報、発行状態、申請種別、等級、有効期間、手帳番号、交付年月日、收受年月日、進達年月日、受付場所、申請種別、変更事由、証明区分、喪失年月日、喪失事由、疾病名、医療機関、認定区分、不承認決定年月日、手帳番号、等級、発行年月日、前回情報</p> <p>【自立支援医療(精神通院)の受給者に係る情報項目】(事業1及び3) 住民番号、氏名(カナ、漢字、通称名)、生年月日、年齢、性別、住所、住民区分、管轄センター、履歴情報、発行状態、有効期限、交付年月日、所得区分、助成区分、收受年月日、進達年月日、受付場所、申請種別、診断書有無、変更事由、追加交付事由、喪失年月日、喪失事由、健康保険種別、その他事由、都助成区分・負担者番号、開始年月日、終了年月日 国保申請区分・負担者番号、申請年月日、開始年月日、終了年月日、疾病名、医療機関、前回情報</p> <p>【特定疾病(難病)医療費助成の受給者に係る情報項目】(事業2及び3) 住民番号、氏名(カナ、漢字、通称名)、生年月日、年齢、性別、住所、住民区分、管轄センター、履歴情報、発行状態、受理年月日、経過年月日、交付年月日、有効期間、疾病名、受付場所、登録事由、変更事由、申請種別、非課税区分、喪失年月日、喪失事由、その他理由、重症度申請年月日、要介護度、生活状況、療養状況、認否区分、重症度認定、負担者番号、受給者番号、前回情報 ※ 下線の情報項目は、今回の諮問により追加するもの</p> <p>【小児慢性(難病)医療費助成の受給者に係る情報項目】(事業2及び3) 住民番号、氏名(カナ、漢字、通称名)、生年月日、年齢、性別、住所、住民区分、管轄センター、履歴情報、発行状態、受理年月日、経過年月日、交付年月日、有効期間、病名、受付場所、登録事由、変更事由、申請種別、非課税区分、喪失年月日、喪失事由、その他理由、疾病群、重症度申請年月日、在宅の生活状況、在宅以外の生活状況、経過年月日、認可区分、重症度認定、負担者番号、受給者番号、保健者番号、前回情報</p>		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成25年4月1日から(以降継続)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

